

参考資料2 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例 に基づく防犯指針

学校等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、学校等（注1）における児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の安全を確保するために行う方策を示すことにより、学校等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の種別、管理体制の整備状況、学校等の施設の態様、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 不審者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防止するため、以下のような取組に努めるものとする。

(1) 出入口の限定

学校等の施設から見通しが確保された門等、出入口を限定する。

(2) 門扉等の施錠等の措置

普段使用しない門扉等は、確実に施錠する。

(3) 出入者の把握

ア 関係者以外の立入を禁止する旨の立札、看板等の門等への設置

イ 来訪者用の入口及び受付（事務室等）の明示並びに経路の表示

ウ 来訪者に対して受付における氏名等の記載（受付票等）及び来訪者証の着用の要請

エ 来訪者への積極的な声かけの励行

(4) 防犯設備等の設置と活用

警報装置（注2）、通報装置（注3）、通報システム（注4）、防犯カメラ等の防犯設備やさすまた、防犯スプレー等の防犯器具を設置し、効果的に活用する。

防犯カメラを設置する場合は、以下の項目に配慮する。

ア 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等の検討による適切な配置と管理体制の整備

- イ 設置区域内の見やすい場所への防犯カメラ作動中の明示をはじめとする個人のプライバシーに配慮した適切な運用
- (5) 教室、職員室等の配置等
 - ア 来訪者への対応や見通しの確保に配慮した教室、職員室、事務室等の配置の検討
 - イ 職員室、事務室等が2階など接地階以外に配置されている場合は、玄関と職員室等と連動したインターホンの設置
- (6) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による学校等の内外の巡視

2 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、以下のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 門、囲障、窓、出入口、外灯、附属建物、施錠設備等
- (2) 死角の原因となる障害物
- (3) 警報装置、通報装置、通報システム、防犯カメラ等の防犯設備
- (4) さすまた、防犯スプレー等の防犯器具

3 安全教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険を予測し回避できる能力の育成のため、以下のような安全教育の充実に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所及び「こども110番のいえ(注5)」等の緊急避難場所の周知
- (3) 「安全マップの作成」等地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ教育の実施
- (4) 児童等の防犯ブザー等の携帯と使用方法の周知

4 保護者、地域住民及び関係団体（PTA、自治会等）との連携

保護者、地域住民及び関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
 - ア 学校等の内外における巡回協力
 - イ 学校等の活動における地域活動団体の協力
 - ウ 不審者発見時の警察及び学校等への通報
 - エ 児童等へのあいさつ運動や声かけ運動
- (2) 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制の整備
- (3) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大
- (4) 学校等の内外における巡視及び安全確保活動
- (5) 警察、保護者、地域住民及び関係団体との情報の共有化

5 緊急時に備えた体制の整備等

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて、警察、消防等の関係機関等と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定、点検、評価
- (2) 教職員等の危機対応能力の向上を図るための指導、研修、訓練の実施
- (3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校等の方法の決定
- (4) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時における教職員等の連携に基づく緊急体制（監視・侵入阻止・排除体制及び警察への通報、児童等の避難誘導方法）の確立
- (5) 学校行事等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (6) 遠足等、施設外での活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (7) 学校等の内外における巡視
- (8) 安全教室、護身術等の防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- (9) 近隣の学校等、警察、県、市町村その他関係機関との情報連絡網の整備
- (10) 臨床心理士、スクールカウンセラー等の専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「警報装置」とは、警報ベル、ブザー等をいう。

(注3)：「通報装置」とは、赤外線センサー、モニター付きインターホン等をいう。

(注4)：「通報システム」とは、校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等をいう。

(注5)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。